

## 公営住宅における暴力団排除について（概要）

### 1. 経緯

公営住宅における暴力団員の不法行為等については、これまでも家賃滞納、不法占有、傷害事件、殺人事件その他の問題が発生していたところですが、平成19年4月20日に東京都町田市の都営住宅において暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことを受け、同月24日に「公営住宅における不法行為等の防止に関する調査」を実施した結果、公営住宅における暴力団員による不法行為等がほぼ全国的に多数発生していることが明らかになったところです。

このような状況を踏まえ、公営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保、公営住宅制度への信頼確保等のため、公営住宅における暴力団排除の基本方針等を示すとともに、その実効を期すため、警察庁と協議のうえ、暴力団員に関する情報提供依頼等に関して警察との全国的な連携を強化することとし、本日、事業主体に対し通知を发出了しました。

なお、警察庁においても、都道府県警察本部に対し、同様の通達を行っています。

### 2. 通知の概要

#### (1) 基本方針

- ① 新規入居申込者については、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員）は入居収入基準を満たしているとは判断することができないこと等から、入居決定しないことを原則とし、入居後に暴力団員であることが判明した場合には、明渡請求や損害賠償請求を行う。また、日頃から、募集パンフレット等により上記の趣旨を周知し、入居手続において暴力団員ではないことを確約する書面を提出させるとともに、入居者が暴力団員であることが判明したときは明渡請求事由に該当する旨を書面により通知しておく。
- ② 既存入居者については、暴力団員であることが判明した場合には、市場家賃（近傍同種家賃）を課すことを原則とし、自主的な退去を促進するとともに、不法行為等を行った場合には、厳正に明渡請求や損害賠償請求を行う。

#### (2) 暴力団員及び暴力団員であることが疑われる者への対応（警察との全国的な連携の具体的方策）

- ① (1)の措置の実施に当たり、警察に対し、暴力団員に関する情報提供や入居申込・明渡請求等の際の職員への暴行防止等のために必要な支援を依頼する。
- ② 暴力団員等による不法行為等が行われた場合は、警察への通報や捜査上必要な協力をを行う。  
など、事業主体は、全国的に警察との連携を図るとともに、提供された個人情報の取扱い等に関し、組織的に対応する。

#### (3) 警察との連携・協力強化のための協議等

事業主体は、日頃から警察との連携強化及び情報交換の円滑化を図るとともに、関係機関の実施する暴力団からの離脱支援・社会復帰対策等の活用等に努める。

#### (4) その他

- ① 事業主体は、入居者の安全で平穏な生活の確保のため、入居者の迷惑行為を禁止する条例の整備や日頃の管理業務における組織的体制の整備に努めるとともに、暴力団員から不法行為等の被害を受けた場合の警察等の通報先について、入居者に対し周知する。
- ② 改良住宅についても、公営住宅に準じて取り扱う。

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

### 公営住宅における暴力団排除について

公営住宅における暴力団員の不法・不当行為等については、殺人事件や傷害事件、公営住宅の不正入居や不正使用、家賃滞納、職員や住民に対する恫喝等、様々な問題が全国的に発生している状況となっており、公営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保するうえで看過できないものとなっている。

また、社会経済情勢の変化により、真に住宅に困窮する者が増加している状況において、暴力団員を公営住宅に入居させることに対する疑問が生じており、公営住宅制度そのものに対する国民の信頼を揺るがすばかりでなく、国及び地方公共団体の補助等により低廉な家賃で供給された公営住宅に暴力団員が入居する結果として、不当な利得を受け、暴力団の維持存続に利用されるおそれも生じることから、社会正義の上でも大きな問題である。

このため、下記のとおり、公営住宅における暴力団排除の基本方針等を示すとともに、その実効を期すため、暴力団員該当性に関する情報提供依頼等に関して警察との連携を強化することとしたので、その趣旨について十分に了知するとともに、その適正な運用に特段の配慮をお願いする。

なお、貴管内の事業主体に対しても、この旨周知されるようお願いする。

また、本通知の内容については、警察庁とも協議済みであり、同庁から都道府県警察本部にも通達されている（別添1）ので念のため申し添える。

### 記

#### 第一 基本方針

##### 一 入居決定

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給する住宅であり、入居者は、少なくとも公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第23条に規定する入居者資格を満たし、事業主体の長により入居決定される必要がある。

ここで、そもそも暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下『暴力団対策法』という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）は、暴力団活動（集团的に又は常習的に暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うことその他の暴力団の活動をいう。以下

同じ。)に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、

- (1) 入居者資格審査に当たり、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、所得を的確に把握することは困難であり、入居収入基準を満たしていると判断することができないこと
- (2) 暴力団活動に従事し、今般の調査結果においても他の入居者の生活妨害等の行為を行うおそれが高いと判断されるため、入居決定（公営住宅の使用許可）することが適当な者とはいえないこと

から、入居申込者（その同居者を含む。以下同じ。）が暴力団員である場合には、入居決定しないことを原則とする。

また、日頃から、募集パンフレットやホームページ等により、入居申込者が暴力団員である場合には、入居決定しない旨を周知するものとする。さらに、入居の手続において「入居者及びその同居者が暴力団員ではないこと」を確約する書面を入居者から提出させるとともに、あらかじめ入居者に対し、入居者（その同居者を含む。以下同じ。）が暴力団員であることが判明したときは、明渡請求事由に該当することとなる旨を書面により通知しておくものとする。

## 二 同居承認及び入居承継承認

同居承認については、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号の規定により、同居の後における収入が公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第6条第5項に規定する金額を超える場合には、承認をしてはならないこととされている。また、入居承継承認については、規則第11条第1項第2号の規定により、承認の後における収入が令第9条第1項に規定する金額を超える場合には、承認をしてはならないこととされている。

暴力団員については、一(1)と同様に、同居承認及び入居承継承認に当たって、収入基準を満たしていると判断することができないため、承認を行わないことを原則とする。

## 三 不正入居が判明した場合の措置

一及び二に反し、暴力団員であるにもかかわらず偽って入居していることが判明した場合には、法第32条第1項第1号に該当するものとして、明渡請求を行うとともに、明渡請求後も退去しない場合には、同条第3項に基づく損害賠償請求を行うなど、法に基づき厳正に対処するものとする。

## 四 既存入居者である暴力団員に対する措置

- (1) 既存入居者（公営住宅に現に入居している者又は同居している者をいう。以下同じ。）が暴力団員であることが判明した場合には、一(1)と同様に、適法に収入の申告がなされたとは判断することができないことから、法第16条第1項ただし書の規定により、近傍同種の住宅の家賃を課すことを原則とし、その自主的な退去の促進に努めるものとする。

(2) また、既存入居者が暴力団員であることが判明した場合であって、

① 不正入居、家賃の3月以上滞納、公営住宅又は共同施設を故意に毀損、公営住宅の転貸（例：暴力団事務所としての使用）等を行ったときには、法第32条第1項の規定に基づき、

② 不法・不当行為等により他の入居者の生活妨害等の行為を行ったときには、条例における迷惑行為禁止規定（例：「第〇条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他の迷惑を及ぼす行為をしてはならない。」）に基づき、

それぞれ明渡請求を行うとともに、損害賠償請求を行うなど、法に基づき厳正に対処するものとする。

#### 五 入居後に暴力団員となった者に対する措置

入居した時点では暴力団員ではなかったが、入居後に暴力団員となったことが判明した場合には、三と同様に、所要の手続きを経て厳正に明渡請求及び損害賠償請求を行うものとする。

六 なお、上記一から五までの趣旨を踏まえ、条例上公営住宅における暴力団員の排除に係る措置を明確化することとしても差し支えない。

## 第二 暴力団員及び暴力団員であることが疑われる者への対応

### 一 組織的対応

入居申込者又は入居者が、暴力団員及び暴力団員であると疑われる場合（例：職員や住民等に対する恫喝、入れ墨を見せる等の威嚇、表札に暴力団の名札を掲示）には、警察等の関係機関との連携を十分図るとともに、必要に応じ幹部職員が直接対応する等、組織を挙げて取り組む必要があり、事業主体においては日頃からこのような組織的体制の確立に努めるものとする。

### 二 警察に対する情報提供依頼に当たっての留意事項等

(1) 第一に基づく措置の実施に当たって、入居申込者又は入居者が暴力団員であることが疑われる場合において、関係者への聞き取りやマスコミ報道等の他の方法によっては暴力団員該当性を確認することが困難なときには、事業主体から警察に対し、その暴力団員該当性について照会し、警察から情報提供を受ける必要がある場合がある。この場合の警察に対する情報提供依頼は、法第34条に基づくものではなく、公営住宅の適正な管理上の必要性に基づいて警察に対し任意の協力を求めるものである。

警察による暴力団情報の提供は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成12年9月4日付け警察庁丙暴暴一発第14号、別添2）に基づき行われているところ、警察に対し暴力団員該当性について情報を求めるに当たっては、都道府県警察本部又は警察署の暴力団対策主管課（以下「警察の暴力団対策主管課」という。）を窓口として照会するものとし、依頼に際しては、公営住宅の適正な管理のために暴力団員該当性についての情報が不可欠であること（入居申込者が暴力団員である蓋然性が高いこと、第一の基本方針に基づき暴力団員については新たに入居決定しないことを原則とする必要があること、暴力団員による不法・不当行為等の未然防止の重要性等）について十分に説明するものとする。なお、警察の暴力

団対策主管課により提供された個人情報については、その適切な管理に細心の配慮を行い、公営住宅からの暴力団員の排除以外の目的に使用することのないよう、組織的に十分に措置することが不可欠である。

また、日頃から、事業主体の区域内における公営住宅の管理の状況や暴力団の情勢について警察の暴力団対策主管課と情報交換等を行うなど、緊密な連携にも配慮するものとする。

- (2) 入居申込みや明渡請求等の時点において、入居申込者又は入居者により、事業主体の職員に対する暴力行為や脅迫的言動等がなされ、又はなされる可能性がある場合には、あらかじめ警察の暴力団対策主管課の担当者に連絡を取り、対応方法について助言を求めるほか、事態の態様や必要性に応じて有事の際の迅速な対応が可能となるように事前に協力を求めるなど、必要な支援を得られるよう依頼するものとする。

また、各都道府県の暴力追放運動推進センター等における不当要求防止責任者講習への参加や、同センターにおいて提供されている暴力団関連情報の活用などにより、日頃から暴力団員への対応要領の理解や管内の暴力団の動向の把握に努めるものとする。

- (3) 入居申込者が暴力団員であることが確認された場合には、第一の基本方針に基づき入居決定しないことを原則とするが、この場合の理由は、「暴力団員であることから入居収入基準を満たしていると判断することができない」等となることに留意する。なお、入居決定の判断や明渡請求に際し、入居申込者又は入居者が暴力団員であると事業主体が判断した根拠を問われた場合には、警察からの情報提供によるものであることを明らかにすることは可能である。

### 三 警察の捜査への協力等

暴力団員等（暴力団員、暴力団準構成員その他不当行為により周辺住民の生活の安定を脅かすおそれのある者をいう。）による不法・不当行為等が行われた場合は、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

## 第三 警察との連携・協力強化のための協議等

### 一 警察との協議

公営住宅を適正に管理するため、定期的又は必要に応じて、警察の暴力団対策主管課と事業主体の間で以下の事項に関して協議を行うなど、警察との連携強化及び情報交換の円滑化を図るものとする。

- (1) 暴力団員の公営住宅への入居状況（入居申込者が暴力団員であった場合に入居決定しなかった状況も含む。）及び暴力団員の動向と対策
- (2) 公営住宅における暴力団員による不法・不当行為等の状況
- (3) 事業主体と都道府県警本部・警察署との連携及び協力のあり方
- (4) その他必要な事項

### 二 関係機関の実施する暴力団からの離脱支援・社会復帰対策等の活用と協力等

都道府県暴力追放運動推進センターにおいては、暴力団からの離脱支援や社会復帰対策を推進していることから、事業主体においても、これらの積極的な活用にも配慮するとともに、これらの取組みへの協力、参加等を通じ、関係機関との連携を強化す

るよう努めるものとする。

#### 第四 その他

一 事業主体は、公営住宅の入居者の安全で平穏な生活が確保されるよう、暴力団員による不法・不当行為その他の入居者による迷惑行為について、「公営住宅管理標準条例（案）について」（平成8年10月14日付け建設省住総発第153号住宅局長通知）第23条の規定も参考として、これを禁止する所要の条例の規定を整備するとともに、日頃の管理業務において情報収集を行い、適切な措置を講じるための組織的体制の整備に努めるものとする。

二 公営住宅の入居者が、暴力団員から不法・不当行為等の被害を受け、又は受けるおそれがある場合に速やかに警察に通報又は相談することが可能となるよう、事業主体は、警察の暴力団対策主管課や都道府県暴力追放運動センター等の連絡先について、公営住宅内の掲示板、広報紙等により入居者に対し周知するものとする。

また、暴力団排除に関するポスターを入居申込窓口や公営住宅内の掲示板に掲示する等、公営住宅からの暴力団排除について、広報その他の啓蒙活動に努めるものとする。

#### 第五 改良住宅における取扱い

住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅においては、第一の四(2)の既存入居者の不正入居等については、同様に明渡請求を行うとともに、同法第18条の規定により改良住宅に入居させるべきものが入居せず、又は居住しなくなった場合については、法の規定を準用しているところであることから、第一の一の入居決定並びに第一の三の不正入居が判明した場合及び第一の五の入居後に暴力団員となったことが判明した場合の明渡請求については、同様の取扱いとする。

また、同居承認、入居承継承認、損害賠償請求及び既存入居者の家賃については、事業主体の判断により、条例で定めることとされており、上記の趣旨を踏まえ、適切な対応を図られたい。

その他第二から第四についても、公営住宅に準じて取り扱うものとする。

原議保存期間3年  
(平成22年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長  
警視庁組織犯罪対策部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
殿

警察庁丁暴発第56号  
平成19年6月1日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
暴力団対策課長

### 公営住宅における暴力団排除について

広島県を始め、これまでの公営住宅における暴力団排除に当たっては、条例改正を含めた地域を挙げての対応が重要であったことから、各都道府県警察においては、地域の実情に応じ、住宅管理条例に暴力団排除条項を盛り込むよう積極的な働きかけを行うなど、公営住宅における暴力団排除対策の推進に向け、各事業主体（地方公共団体）との連携強化を図ることが重要である。

今般、本年4月20日に発生した東京都町田市における暴力団組員けん銃発砲立てこもり事件を契機として、公営住宅における暴力団排除について国土交通省と協議を行ってきたところである。協議結果を踏まえて、この度、国土交通省住宅局長から各都道府県知事に対し、公営住宅からの暴力団排除の基本方針等を示す通知「公営住宅における暴力団排除について」（別添1）が発出され、各事業主体において、公営住宅からの暴力団排除を推進することとされた。各都道府県警察においては、下記の点に留意の上、各事業主体と連携し、公営住宅からの暴力団排除を強力に推進されたい。

なお、下記の内容は、国土交通省と協議済みである。

#### 記

#### 1 国土交通省が示した暴力団排除の基本方針

##### (1) 入居決定

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給する住宅であり、入居者は、少なくとも公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第23条に規定する入居者資格を満たし、事業主体の長により入居決定される必要がある。

ここで、そもそも暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）は、暴力団活動（集団的に又は常習的に暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うことその他の暴力団の活動をいう。以下同じ。）に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、

ア 入居者資格審査に当たり、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴

力団に移転されるものであるため、所得を的確に把握することは困難であり、入居収入基準を満たしていると判断することができないこと。

イ 暴力団活動に従事し、今般の調査結果（本年4月に発生した東京都内の公営住宅における暴力団組員による立て籠もり事件を受けて、国土交通省において、全国の事業主体に対して公営住宅における暴力団であると疑われる者らによる不法行為事案の発生状況の調査を行ったもの。）においても他の入居者の生活妨害等の行為を行うおそれが高いと判断されるため、入居決定（公営住宅の使用許可）することが適当な者とはいえないこと。

から、入居申込者（その同居者を含む。以下同じ。）が暴力団員である場合には、入居決定しないことを原則とする。

また、日頃から、募集パンフレットやホームページ等により、入居申込者が暴力団員である場合には、入居決定しない旨を周知するものとする。さらに、入居の手続において「入居者及びその同居者が暴力団員ではないこと」を確約する書面を入居者から提出させるとともに、あらかじめ入居者に対し、入居者（その同居者を含む。以下同じ。）が暴力団員であることが判明したときは、明渡請求事由に該当することとなる旨を書面により通知しておくものとする。

## (2) 同居承認及び入居承継承認

同居承認については、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号の規定により、同居の後における収入が公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第6条第5項に規定する金額を超える場合には、承認をしてはならないこととされている。また、入居承継承認については、規則第11条第1項第2号の規定により、承認の後における収入が令第9条第1項に規定する金額を超える場合には、承認をしてはならないこととされている。

暴力団員については、(1)アと同様に、同居承認及び入居承継承認に当たって、収入基準を満たしていると判断することができないため、承認を行わないことを原則とする。

## (3) 不正入居が判明した場合の措置

(1)及び(2)に反し、暴力団員であるにもかかわらず偽って入居していることが判明した場合には、法第32条第1項第1号に該当するものとして、明渡請求を行うとともに、明渡請求後も退去しない場合には、同条第3項に基づく損害賠償請求を行うなど、法に基づき厳正に対処するものとする。

## (4) 既存入居者である暴力団員に対する措置

ア 既存入居者（公営住宅に現に入居している者又は同居している者をいう。以下同じ。）が暴力団員であることが判明した場合には、(1)アと同様に、適法に収入の申告がなされたとは判断することができないことから、法第16条第1項ただし書の規定により、近傍同種の住宅の家賃を課すことを原則とし、その自主的な退去の促進に努めるものとする。



イ また、既存入居者が暴力団員であることが判明した場合であって、

(ア) 不正入居、家賃の3月以上滞納、公営住宅又は共同施設を故意に毀損、公営住宅の転貸（例：暴力団事務所としての使用）等を行ったときには、法第32条第1項の規定に基づき、

(イ) 不法・不当行為等により他の入居者の生活妨害等の行為を行ったときには、条例における迷惑行為禁止規定（例：「第〇条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他の迷惑を及ぼす行為をしてはならない。」）に基づき、それぞれ明渡請求を行うとともに、損害賠償請求を行うなど、法に基づき厳正に対処するものとする。

(5) 入居後に暴力団員となった者に対する措置

入居した時点では暴力団員ではなかったが、入居後に暴力団員となったことが判明した場合には、(3)と同様に、所要の手続きを経て厳正に明渡請求及び損害賠償請求を行うものとする。

(6) なお、上記(1)から(5)までの趣旨を踏まえ、条例上公営住宅における暴力団員の排除に係る措置を明確化することとしても差し支えない。

## 2 警察と事業主体（地方公共団体）との連携強化

(1) 連絡協議会の設置等による連携の強化

「暴力団員に対する生活保護の適用に関する実施機関との連携強化」（平成18年3月30日付け警察庁丁暴発第22号等）で示したものと同様、各事業主体との連絡協議会や担当者研修会の開催等により、必要な情報交換等が行える枠組みを確保するとともに、事業主体に対して、暴力団排除の措置が講じられるよう強力かつ継続的な働きかけを行うこと。

(2) 情報提供に関する基本的な考え方等

ア 事業主体からの情報提供依頼

事業主体において、公営住宅への入居申込者又は入居者（以下「入居申込者等」という。）が暴力団員である疑いが客観的に高いと判断する者であって、関係者への聞き取りや新聞報道等の他の方法によっては、事業主体が暴力団員該当性を確認することが困難な場合、事業主体から警察に対し、暴力団員該当性に係る情報提供を求める場合がある。

イ 情報提供に関する基本的な考え方

暴力団情報の部外への提供については、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成12年9月14日付け警察庁丙暴暴一発第14号）（以下「12年通達」という。）に基づき行われるべきところ、事業主体から公営住宅の入居申込者等に関して、暴力団員であるか否か、その該当性について情報提供の依頼があった場合であって、当該情報提供が入居決定等の判断に必要不可欠である場合には、暴力団員による不正入居、他の入居者に対する生活妨害等の未然防止という公益性の観点等から情報提供は可能である。

また、事業主体においては、必要な場合には、入居申込者等が暴力団員であると判断した根拠について、警察からの情報提供によるものであることを入居申込者等に告知することも考えられるところであるが、かような告知を事業主体が行うことは差し支えない旨を国土交通省との間で申し合わせている。

その他、情報の正確性の担保をはじめ、個別の対応に当たっては、12年通達に基づき適切に対応すること。

#### ウ 事業主体に対する通報等

事件検挙をはじめ、あらゆる警察活動を通じ、暴力団員が公営住宅に入居している事実を把握した場合には、可能な限り事業主体にその旨を通報するなど、適切な措置が講じられるよう働きかけること。

#### (3) 事業主体に対する積極的な支援

事業主体に対しては、暴力行為等に及ぶおそれがある入居申込者等への対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、事態の態様や必要性により、警戒活動や保護対策等適切な措置を講じること。

#### (4) 都道府県暴力追放運動推進センターとの連携強化

事業主体に対し、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）による不当要求防止責任者講習の受講を推進し、暴力団等からの不当要求に対する対応能力の向上を図るとともに、暴力団からの離脱を希望する入居申込者等については、事業主体及び都道府県センターと連携を図り、的確に助言、指導等を行うなど、離脱希望者に対する必要な措置を講じること。

#### 3 違法・不当行為に係る通報等があった場合の的確な対応

入居者をはじめ市民から違法・不当行為に係る通報等があった場合には、従来の対応どおり迅速かつ確実な取締りや暴力団対策法に基づく行政命令の発出等の的確な対応を行うこと。

#### 4 その他

(1) 基本方針及び情報提供の考え方については別添2で示す図解のとおり。

(2) 国土交通省では、改良住宅においても公営住宅に準じて取り扱うこととしていることから、公営住宅における暴力団排除に準じた対応を行っていくこととする。

(3) 都道府県ごとの公営住宅等管理戸数については別添3のとおり。

本件担当

警察庁刑事局組織犯罪対策部

暴力団対策課暴排係

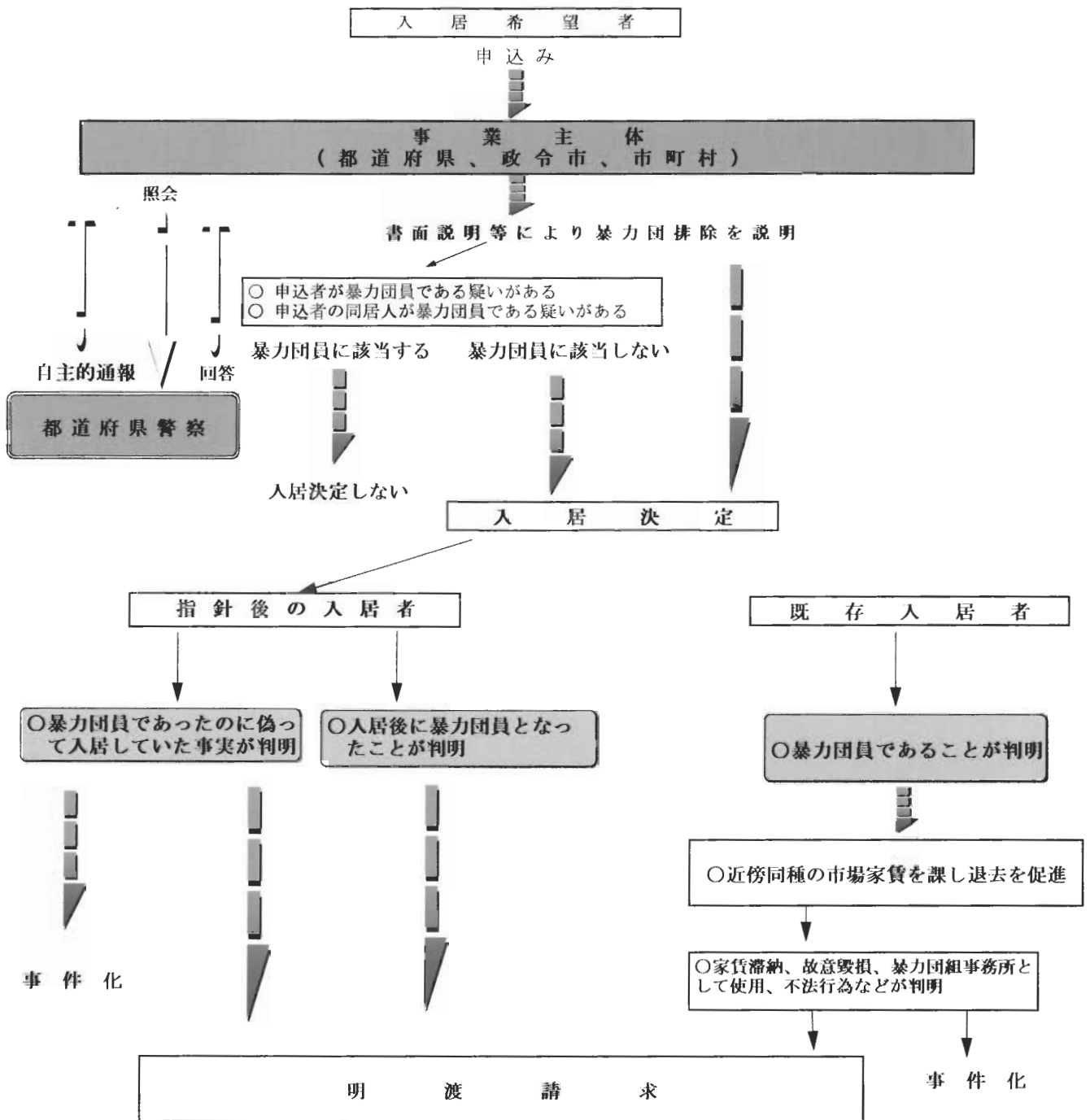
尾形警視 800-4551

小菅警部 800-4555

別添 2

公営住宅からの暴力団排除

国土交通省の基本方針		
① 入居	→ 入居申込者又はその同居者に暴力団員がある	→ 入居決定しない
② 同居承認及び入居承認	→ 承認を受けようとする者が暴力団員である	→ 承認を行わない
③ 上記①及び②に関して、暴力団員であるのに偽って入居	→ 明渡請求	
④ 既存入居者が暴力団員である	→ 近傍同種の住宅の家賃を課し、自主的な退去を促す	
⑤ 入居後に暴力団員となった	→ 明渡請求	
⑥ 事業主体（都道府県、市町村）が条例に暴力団排除条項を整備すること	→ 差し支えない	



※ 同居承認とは、例えば、A女が申込名義人となって、公営住宅に入居していた場合に、B男と結婚して同住宅に同居する際に事業主体の承認を得るものであるが、この場合、B男が暴力団員である場合は、原則承認を認めない。  
 ※ 入居承認とは、例えば、申込名義人であるA女と夫婦関係にあるB男が居住していた場合で、A女が死亡した場合、B男が継続して居住していく場合に入居名義人として承認を得るものであるが、暴力団員である場合には、原則承認を認めない。

## 別添3

## 公 営 住 宅 等 管 理 戸 数

	公営住宅				改良住宅の戸数	
	都道府県の管理戸数	政令市の管理戸数	市町村の管理戸数	戸数合計		
北海道	23,299	26,205	119,692	169,196	16,032	
東北	青森	5,625		15,695	21,320	1,194
	岩手	5,144		12,908	18,052	633
	宮城	8,947	9,191	13,224	31,362	915
	秋田	2,208		10,015	12,223	453
	山形	3,302		7,040	10,342	158
	福島	8,431		31,292	39,723	1,568
警視庁	244,094		20,180	264,274	14,576	
関東	茨城	12,742		22,979	35,721	440
	栃木	7,001		16,010	23,011	864
	群馬	10,476		24,459	34,935	642
	埼玉	25,634	2,528	14,193	42,355	136
	千葉	18,886	6,328	15,334	40,548	1,264
	神奈川	44,653	45,740	15,740	106,133	3,742
	新潟	6,154		12,769	18,923	1,387
	山梨	7,582		9,803	17,385	
	長野	15,742		18,754	34,496	461
	静岡	15,270	6,564	20,975	42,809	1,519
中部	富山	2,773		8,633	11,406	6
	石川	5,093		7,752	12,845	226
	福井	2,094		7,072	9,166	1,188
	岐阜	4,690		14,179	18,869	822
	愛知	60,336	57,134	23,192	140,662	4,282
	三重	4,208		13,795	18,003	1,571
近畿	滋賀	3,156		9,152	12,308	1,793
	京都	13,507	19,391	6,366	39,264	3,808
	大阪	136,220	90,362	19,372	245,954	16,390
	兵庫	55,081	41,595	39,494	136,170	12,854
	奈良	8,366		8,131	16,497	1,392
	和歌山	5,351		11,734	17,085	2,096
中国	鳥取	4,247		5,766	10,013	134
	島根	5,063		8,249	13,312	356
	岡山	6,919		17,241	24,160	351
	広島	16,254	11,128	16,142	43,524	4,661
	山口	12,954		26,577	39,531	2,100
四国	徳島	4,644		13,176	17,820	1,476
	香川	6,143		9,873	16,016	1,249
	愛媛	5,041		19,971	25,012	429
	高知	3,982		8,505	12,487	410
九州	福岡	29,333	55,191	34,357	118,881	20,148
	佐賀	6,407		9,740	16,147	764
	長崎	12,273		25,343	37,616	1,926
	熊本	8,203		32,276	40,479	1,193
	大分	8,597		18,133	26,730	219
	宮崎	8,801		22,033	30,834	65
	鹿児島	11,750		36,879	48,629	831
沖縄	17,074		12,573	29,647	642	
合計	933,750	371,357	886,768	2,191,875	129,366	

※ 数値は、平成17年度末の数値であり、国土交通省において示した数値である。

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)  
庁内各局部課長

警察庁丙暴暴一発第14号  
平成12年9月14日  
警察庁暴力団対策部長

#### 暴力団排除等のための部外への情報提供について

暴力団情報については、警察は厳格に管理する責任（守秘義務）を負っているが、他方で一定の場合に部外へ提供することによって、社会から暴力団を排除するという暴力団対策の本来の目的のために活用することも当然必要である。

また、暴力団が巧妙に市民社会の様々な社会経済システムに介入している状況を反映し、暴力団を排除しようとする団体・個人が、警察に暴力団情報の提供を求める場面がこれまで以上に多様化している。

この点にかんがみ、暴力団対策の趣旨に沿って市民社会の強い要請にこたえとともに、警察職員による不適正な暴力団情報の漏えいがあれば、国民の警察に対する信頼を著しく失墜させることからこれを防止するため、暴力団情報の部外への提供に関しては、下記のとおりとするので、その対応に遺憾なきを期されたい。

#### 記

#### 第1 基本的な考え方

##### 1 組織としての対応の徹底

暴力団情報の提供については、個々の警察官が依頼を受けて個人的に対応することがあってはならず、必ず、提供の是非について警察本部の暴力団対策主管課長又は警察署長の責任において組織的な判断を行う。

##### 2 情報の正確性の担保

暴力団情報を提供するに当たっては、必要な補充調査を実施するなどして、当該情報の正確性を担保する。

##### 3 情報提供に係る責任の自覚

情報の内容及び情報提供の正当性について警察が立証する責任を負わなければならないとの認識を持つ。

##### 4 情報提供の必要不可欠性及び非代替性についての十分な検討

暴力団員の個人情報の提供については、当該情報が暴力団排除等の目的の達成のために必要不可欠であり、かつ、警察からの情報提供によらなければ当該目的を達成することが困難な場合に行う。

#### 第2 積極的な情報提供の推進

債権管理回収業に関する特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律のように情報提供に係る手続について明文の規定が法令にある場合及び情報提供できる場合を定型化・類型化して警察と他の機関との間で申合せ等が結ばれている場合には、これによるものとする。

また、暴力団犯罪の被害者の被害回復訴訟において組長等の使用者責任を追及する場合や暴力団事務所撤去訴訟等暴力団を実質的な相手方とする訴訟を支援する場合は、

特に積極的な情報提供を行うこと。

暴力団に係る被害者対策、資金源対策の視点や社会の基本システムに暴力団を介入させないという視点からは、以下の第3に示した基準に従いつつ、可能な範囲で積極的な情報提供を行うこと。

### 第3 情報提供の基準等

#### 1 情報提供の基準

暴力団情報については、警察は厳格に管理する責任（守秘義務）を負っていることから、情報提供によって達成される公益の程度によって、情報提供の要件及び提供できる情報の範囲・内容が異なってくる。

そこで、以下の(1)及び(2)の観点から検討を行い、暴力団対策に資すると認められる場合は、暴力団情報を当該情報を必要とする者に提供すること。

ただし、情報提供が法的に許される場合であっても、警察は、常に提供の義務を負うわけではないので、組織的に対応可能な範囲で提供することとする。

#### (1) 暴力団情報の提供に係る要件

ア 暴力団による犯罪、暴力的要求行為等による被害の防止又は回復

情報提供を必要とする事案の具体的内容を検討し、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害の防止又は回復のために必要な情報を提供する。

イ 暴力団の組織の維持又は拡大への打撃

暴力団の勢力の誇示、暴力団の資金獲得等暴力団の組織の維持又は拡大に係る活動に打撃を与えるために必要な場合には、情報を提供する。

#### (2) 提供する暴力団情報の範囲・内容

下記ア、イ、ウの順に慎重な検討を行う。

ア 暴力団の活動の実態についての情報（個人情報以外の情報）の提供

暴力団の義理掛けが行われるおそれがあること、暴力団が特定の場所を事務所としていること、傘下組織に係る包括団体の名称等、個人情報以外の情報の提供によって足りる場合には、これらの情報を提供する。

また、暴力団の支配下にある法人を排除するような場合においては、安易にその役員等が暴力団員等（暴力団員、準構成員、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロをいう。以下同じ。）であるか否かに係る情報（以下「暴力団員等該当性情報」という。）を提供するのではなく、役員等に占める暴力団員等の比率、当該法人の活動実態等についての情報提供により暴力団の支配性を明らかにすることをまず検討する。

イ 暴力団員等該当性情報の提供

上記アによって当該公益を実現することができないかを検討した上で、次に、相談等に係る者を暴力団員等として認定している旨（暴力団員等該当性情報）を回答することを検討する。この場合でも、住所、生年月日等の暴力団員等該当性情報以外の個人情報（以下のウの情報）を安易に提供することのないように注意する。

ウ 上記イ以外の個人情報の提供

上記イによって当該公益を実現することができないかを慎重に検討した上で、それでも公益実現のために必要であると認められる場合には、連絡先その他の暴力団員等該当性情報以外の個人情報を提供する。

なお、前科・前歴情報の提供、顔写真の交付は行わないこと。

## 2 提供する暴力団情報の内容に係る注意点

### (1) 指定暴力団以外の暴力団について

指定暴力団以外の暴力団のうち、特に消長の激しい規模の小さな暴力団については、これが暴力団、すなわち「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号）に該当することを明確に認定できる資料の存否につき確認する。

### (2) 準構成員及び元構成員の場合の取扱い

#### ア 準構成員

準構成員の場合については、構成員であることが明確に認定できる者の場合と異なり、暴力団との関係の態様、程度等が様々であることから、漫然と「準構成員である」といった情報提供をしない。

情報提供が求められている個別の事案に応じて、当該準構成員と暴力団との関係の態様、程度について十分な検討を行い、構成員とほぼ同視し得ると確実に言えるか否かを個別に判断する。

#### イ 元構成員

現に自らの意思で反社会的団体である暴力団に所属している構成員の場合と異なり、元構成員については、暴力団との関係を断ち切って更生しようとしている者もいることから、過去に暴力団員であったことが法律上の欠格要件となっている場合や現状が準構成員とみなすことができる場合は格別、過去に暴力団に所属していたという事実だけをもって情報提供をしない。

## 3 都道府県暴力追放運動推進センターに対する情報提供について

都道府県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）に対して相談があった場合も、警察において上記基準等に従って判断した上で必要な暴力団情報をセンターに提供し、センターが相談者に当該情報を告知することとする。

## 第4 情報提供の方式

- 1 暴力団情報を提供するに当たっては、情報提供の相手方の信頼性、情報提供の相手方が情報を悪用しないような仕組みを整備しているか否かということについて十分検討の上、当該相手方に対して情報を他目的に利用しないよう警告し、また、必要であれば、情報の適正な管理のために必要な仕組みを整備するよう要請するものとする。
- 2 情報提供の相手方に守秘義務がある場合等、情報の適正な管理のために必要な仕組みが整備されていると認められるときは、情報提供を文書により行ってよい。  
これ以外の場合においては、口頭による回答にとどめること。
- 3 情報提供は、原則として、当該情報を必要とする当事者に対して行うものとする。ただし、情報提供を受けるべき者の委任を受けた弁護士に提供する場合その他情報

提供を受けるべき者本人に提供する場合と同視できる場合はこの限りでない。

#### 第5 暴力団情報の提供に係る記録の整備

- 1 警察本部及び警察署の暴力団対策主管課においては、部外への暴力団情報の提供（警察部内の暴力団対策主管部門以外の部門から部外への暴力団情報の提供について協議を受けた場合を含む。）に関し、上記第3の基準による判断を行ったときは、情報提供の求めの概要、提供の是非についての判断の理由及び結果等について、確実に記録した上、決裁を受けて対応すること。
- 2 常に所属長又はこれに相当する上級幹部が実際に最終判断を下すものとする。ただし、情報提供を行うことについて緊急かつ明確な必要が認められる場合においては、事後報告としても差し支えない。
- 3 部外からの暴力団情報に係る照会及びそれに対する警察の回答状況については、情報の適正な管理に万全を期すため、各警察本部の暴力団対策主管課において定期的に把握すること。



事務連絡  
平成19年6月1日

各都道府県公営住宅管理担当者 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課

条例上公営住宅における暴力団員の排除に係る措置を  
明確化する場合の考え方について

公営住宅における暴力団排除については、「公営住宅における暴力団排除について」（平成19年6月1日付国住備第14号）第一において、入居決定、既存入居者である暴力団員に対する措置等の基本方針を示したところであるが、当該基本方針の趣旨を踏まえ、条例上公営住宅における暴力団員の排除に係る措置を明確化する場合の考え方について、下記のとおり示すので参考にされたい。

なお、貴管内の事業主体に対しても、この旨周知されるようお願いする。

記

第一 入居決定

公営住宅の入居者資格については、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第23条に規定する条件以外にも、地域の実情に応じて入居者の具備すべき条件を定めることができるとされており、既に一部の事業主体の条例において、公営住宅の入居者資格として「入居者（その同居者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと」を規定している例もみられるところである。同様の趣旨の条例の規定を設ける場合には、地域の実情（地域における暴力団員の動向、地域の公営住宅における暴力団員による不法・不当行為等の状況、事業主体と都道府県警本部・警察署との連携及び協力の状況、公営住宅における暴力団排除に対する地域住民の合意形成の有無など）を踏まえ、公営住宅の入居者資格において暴力団員を一律に排除することが適当か否かについて検討されたい。

第二 明渡請求

公営住宅の明渡請求については、法第32条第1項に基づく明渡請求事由以外にも、地域の実情に応じて明渡請求事由を定めることができるとされており、既に一部の事業主体の条例において、「事業主体の長は、入居者（その同居者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、当該入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。」旨を規定している例も見られるところである。同様の趣旨の条例の規定を設ける場合には、第一と同様に、地域の実情を踏まえ、暴力団員であることを公営住宅の明渡請求事由とすることが適当か否かについて検討されたい。

なお、現行判例における見解としては、「公営住宅の使用者が法の定める公営住宅の明渡請求事由に該当する行為をした場合であつても、賃貸人である事業主体との間の信

頼関係を破壊するとは認め難い特段の事情があるときには、事業主体の長は、当該使用者に対し、その住宅の使用関係を取り消し、その明渡を請求することはできないものと解するのが相当である。」（最高裁昭和59年12月13日第1小法廷判決）とされていることから、既存入居者が暴力団員である場合であって、当該者に対し、明渡請求を行ったにもかかわらず、暴力団から脱退せず、退去もしない結果、明渡請求訴訟を提起するときには、単に条例において「暴力団員であることが判明したとき」を明渡請求事由として規定していることのみを明渡請求の理由とするのではなく、当該入居者が、不正入居、家賃の3月以上滞納、公営住宅又は共同施設を故意に毀損、公営住宅の転貸（例：暴力団事務所として使用）、職員や住民に対する恫喝等の不法・不当行為等を行っていることなどにより、事業主体との間の信頼関係が破壊されていると認められるか否かについて確認されたい。

担当：国土交通省住宅局住宅総合整備課指導係  
TEL 03-5253-8111（内線39-137）